

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	・住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護する為には、住民に関する正確な記録が整備されなければならない。 ・住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ・また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 ・住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別紙1を参照)。 (1)個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成。 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するド個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	(1)住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 住民からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 (2)職権による住民基本台帳の修正 職権により、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。 (3)個人番号カードによる転入届（特例転入） 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (4)住民票の写し等の発行 住民からの交付請求に応じて、証明書を発行する。 (5)住民票コードに対する個人番号の付番と登録 出生届、海外からの転入届等において、個人番号未記載者に対して、個人番号の付番と登録を行う。 (6)庁内の他の業務・システム等とのデータの連携 住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システム等との住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 (7)符号取得時における機構への個人番号の通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と紐づく個人番号を機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。 (8)中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を共通基盤システムを通じて中間サーバーへ登録する。 (9)住民基本台帳情報の照会・検索 最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 (10)法務省とのデータの連携 法務省連携システムにより、出入国在留管理局通知及び市町村通知での外国人住民情報のデータ連携を行う。 (11)統計資料等の作成 都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（法務省連携システム ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2～5		
システム2		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	
②システムの機能	(1)本人確認情報の更新 住民記録システム(既存住基システム)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 (2)本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (4)本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 (7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システム(既存住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (8)個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (中間サーバ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)	

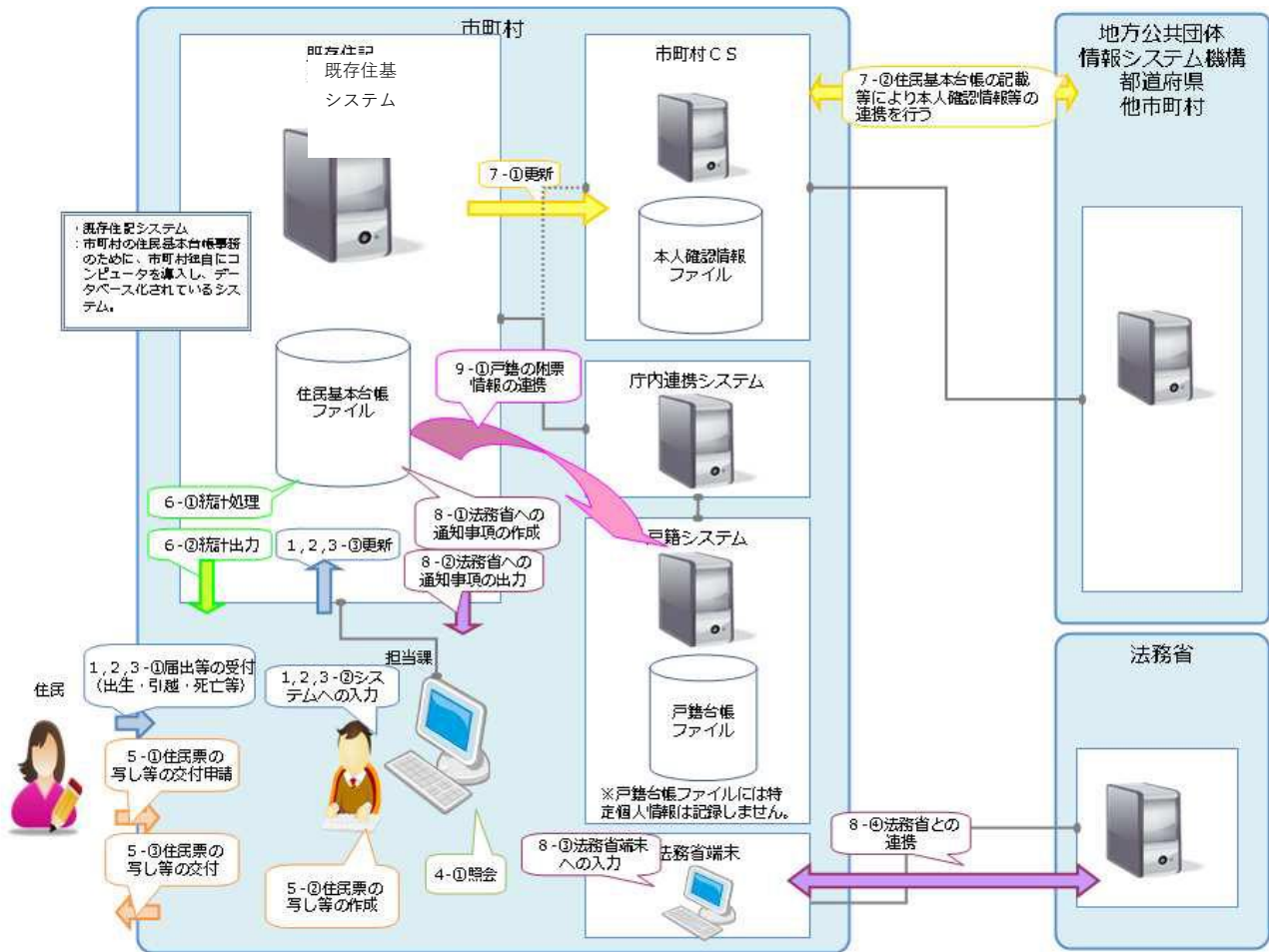
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム
②システムの機能	(1)中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能 (2)宛名情報等管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能 (3)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 (4)既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1)符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2)情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 (3)情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 (4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 (5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 (7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8)セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 (9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 (10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民環境部市民課	
②所属長	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

(別紙 1)

事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（既存住基システムを中心とした事務の流れ）



(備考)

1. 住民基本台帳の記載に関する事務
 - 1－① 住民より転入、出生等の届出等を受け付ける
 - 1－② 既存住基システムに異動情報の入力をする
 - 1－③ 住民基本台帳ファイルを更新する
2. 住民基本台帳の記載変更に関する事務
 - 2－① 住民より転居等の届出等を受け付ける
 - 2－② 既存住基システムに異動情報の入力をする
 - 3－① 住民より転出、死亡等の届出等を受け付ける
 - 3－② 既存住基システムに異動情報の入力をする
 - 3－③ 住民基本台帳ファイルを更新する
4. 住民基本台帳の照会
 - 4－① 基本4情報の組み合わせや個人番号をキーワードとして、既存住基システム端末より住民基本台帳を検索する
5. 帳票の発行に関する事務
 - 5－① 住民より住民票の写し等の交付申請を受け付ける
 - 5－② 既存住基システムを操作し、該当する証明書を作成、発行する
 - 5－③ 発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する
6. 住民基本台帳の統計
 - 6－① 既存住基システムにて各種統計処理を行う
 - 6－② 既存住基システムより各種統計情報を出力する
7. 住基ネットとの連携
 - 7－① 本人確認情報に変更等があった場合、市町村C S内の本人確認情報ファイルを更新する
 - 7－② 更新された本人確認情報ファイルを機構、都道府県、各市町村と連携する
8. 法務省への通知事項の作成
 - 8－① 既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成する
 - 8－② 既存住基システムより外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を出力する
 - 8－③ 法務省端末に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を入力する
 - 8－④ 法務省端末を通じて法務省と連携する
9. 戸籍システムとの連携
 - 9－① 焼津市に本籍を置いている住民の戸籍の附票の情報を連携する

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となり、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図り、住民に関する記録を正確かつ統一的にを行い、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 住基法により住民票の記載すべき事項とされているため。 ・その他識別情報(内部番号) 情報の庁内連携に使用するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民課、大井川市民サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワーク)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の整備	
④使用の主体	使用部署	市民課、大井川市民サービスセンター
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・住民からの届出、職権に基づく住民基本台帳の記載、消除、記載内容の修正を行う。 ・住民票の写し等、各種証明書の発行を行う。 ・住基ネットへの本人確認情報の通知を行う。 ・法務省(出入国在留管理庁)へ外国人の住居地変更情報を通知する。	
	情報の突合	・転入の届出の際に除票者中に同一データが存在するか住民票コード、氏名等を元に突合を行う。 ・住基ネットの本人確認情報に誤りがないか、住民票コード及び4情報を元に突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	
①委託内容	既存住基システムのシステム保守を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 SBS情報システム	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	住民基本台帳の異動入力及び帳票作成に係る事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	
①委託内容	既存住基システムにおける異動入力及び証明書等帳票作成を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エイジェック	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (58) 件 ☐ 移転を行っている (20) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙2のとおり)
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙2のとおり)
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第四号に規定する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて照会があった際に随時情報提供
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	固定資産税システム
①法令上の根拠	相続税法第58条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	住民の異動情報(転入、転出、死亡)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者及び管理人となる住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	死亡者確認時に随時情報提供
移転先2～5	
移転先2	固定資産税システム
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	世帯主情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者及び管理人となる住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	納税通知書発送時に随時情報提供
移転先3	介護保険システム
①法令上の根拠	介護保険法第9条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	被保険者の住基情報(氏名、生年月日、性別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険者となる住民(及びその世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時及び算定時に情報提供

移転先4	公営住宅システム	
①法令上の根拠	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による同法第16条第1項の家賃の決定又は同法第23条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	保証人の住基情報(氏名、生年月日、性別)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	名義人、同居者及び保証人となる住民	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	申請時に随時情報提供	
移転先5	子ども子育てシステム	
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	保護者の住基情報(氏名、生年月日、性別)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給認定児童となる住民	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供	
移転先6～10		
移転先6	口座管理システム	
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	異動日、異動事由	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	振替・振込口座登録者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	住民異動時に随時情報提供	

移転先7	収納消込システム	
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別、続柄)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納付者となる住民(及び世帯員)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供	
移転先8	収納消込システム	
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	異動日、異動事由	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税貯蓄組合登録者となる住民	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供	
移転先9	滞納管理システム	
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	異動日、異動事由	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	滞納管理の対象となる住民(及び世帯員)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供	

移転先10	就学援助システム
①法令上の根拠	学校教育法 第19条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	就学援助世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別、続柄)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者及びその世帯員、に該当する住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時に随時情報提供
移転先11～15	
移転先11	国民年金システム
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別、続柄)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者となる住民(及び世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供
移転先12	児童手当システム
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	児童の住基情報(氏名、生年月日、性別、続柄)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給対象となる住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供

移転先13	障害福祉サービスシステム
①法令上の根拠	知的障害者福祉法第16条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	障害者本人、障害者の扶養義務者の住基情報(氏名、生年月日、性別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者本人及び扶養義務者、に該当する住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先14	自立支援医療システム
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条、56条、54条第2項、54条第3項、57条第2項、58条、75条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)、障害児の続柄
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者となる住民(及び世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先15	老人施設入所システム
①法令上の根拠	老人福祉法第10条の4、第11条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者本人、扶養義務者、世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者本人又は扶養義務者の世帯員、に該当する住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先16～20	

移転先16	心身障害者手帳システム
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者、世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	心身障害者の住民(及び世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先17	精神手帳システム
①法令上の根拠	住基法第1条(目的)
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者、世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神手帳の対象住民(及び世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先18	児童扶養手当システム
①法令上の根拠	児童扶養手当法第6条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	申請者と同一世帯及び同一住所に属する者の続柄、死亡及び転入に関する異動情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当受給者及び世帯員、に該当する住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供

移転先19	特別児童扶養手当システム
①法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条、5～11条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	受給資格者及び障害児の属する世帯全員の続柄
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別児童扶養手当受給者及び世帯員、に該当する住民
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先20	生活保護システム
①法令上の根拠	生活保護法第24条
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	世帯員情報(氏名、生年月日、性別、続柄)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者となる住民(及び世帯員)
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時及び住民異動時に随時提供
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
移転先21～25	
移転先21	補装具システム
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者の住基情報（氏名、生年月日、性別）
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	補装具の管理対象となる住民（及びその世帯員）
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先22	日常生活用具システム
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者の住基情報（氏名、生年月日、性別）
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	日常生活用具の管理対象となる住民（及びその世帯員）
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供
移転先23	福祉手当システム
①法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、20条～23条、26条の2、26条の4、26条の5
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者の住基情報（氏名、生年月日、性別）
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉手当の管理対象となる住民（及びその世帯員）
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙

⑦時期・頻度	申請時、照会時に随時情報提供	
移転先24	年金生活者支援給付金システム	
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	対象者の住基情報（氏名、生年月日、性別）	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者、の該当となる住民	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）	
⑦時期・頻度	年金機構より照会時（年1回）または照会時	
移転先25	個人住民税システム	
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	対象者の住基情報（氏名、生年月日、性別、世帯主・続柄・筆頭者、喪失日、喪失事由、現存区分等）	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がない住民	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）	
⑦時期・頻度	賦課期日情報の作成時、照会の都度の随時情報提供	
移転先26～30		
移転先26	申告受付システム	
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	対象者の住基情報（世帯主・続柄、喪失日、喪失事由・現存区分等）	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がない住民	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）	

⑦時期・頻度	照会があった際に随時情報提供
移転先27	軽自動車税システム
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	対象者の氏名、住所、喪失情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税の台帳があって、基準日時点で喪失している者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	参照したいときに随時
移転先28	国保資格システム
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保被保険者全員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先29	国保賦課システム
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保被保険者全員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会の都度

移転先30	国保給付システム	
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保被保険者全員	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）	
⑦時期・頻度	照会の都度	
移転先31	後期高齢者医療システム	
①法令上の根拠	住基法第1条（目的）	
②移転先における用途	住民の異動情報の取込み	
③移転する情報	被保険者情報、転入前、転出先情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期被保険者とその世帯員	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）	
⑦時期・頻度	照会、住基異動の都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<焼津市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		

(別紙2)

番号法第19条第8項別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
22	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	77	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事又は市町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である級の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	96	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
44	都道府県知事又は保健 所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症患者も対する医療に関する法律による費用の 負担又は療養費の支給に関する事務であって、主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十 六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの
46	農林漁業団体職員共済 組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年 金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。)若しくは 一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年 金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給 若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一 号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成 十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成 二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人医薬品医 療機器総合機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は 感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	独立行政法人日本学生 支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務で あって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障 害者給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	都道府県知事又は市町 村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	111	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に 関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	112	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅 延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育 委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による 職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の
56	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの
57	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給 付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの（以下「消除者」という。）を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） [] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他（)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 [☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）] ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール [☐ 専用線] ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④使用の主体	使用部署	市民課、大井川市民サービスセンター
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村C S)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村C S→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村C S)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託		
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託		
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 S B S 情報システム		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項2～5				
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている （ 2 ） 件 ☐ 移転を行っている （ ） 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）をもとに都道府県知事が保存する本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの（以下「消除者」という。）を含む。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事が保存する本人確認情報ファイル及び機構が保存する本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの（以下「消除者」という。）を含む。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7．備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）
その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [☐] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） [☐] 連絡先（電話番号等） [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2（通知番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民課、大井川市民サービスセンター
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署（ ☐ ） [☐] 行政機関・独立行政法人等（ ☐ ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人（ ☐ ） [☐] 民間事業者（ ☐ ） [☐] その他（自部署 ☐ ）

②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他 （ 既存住基システム ）
③使用目的 ※		個人番号カード省令第 2 3 条の 2（個人番号通知書及び個人番号カードに関する機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民課、大井川市民サービスセンター
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第 2 3 条の 2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→市町村 C S →個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる 4 情報等の変更の有無を確認する（最新の 4 情報等であることを確認する）ため、機構(全国サーバ) が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
委託事項1		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの保守を行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 S B S 情報システム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠		個人番号カード省令第 2 3 条の 2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、その他住民票関係情報、送付先情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたもの（以下「消除者」という。）を含む。	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳情報

個人番号、宛名番号、団体内統合宛名番号、住所、電話番号、住民票コード、世帯番号、準世帯区分、最大住所連番、現存区分、人格区分、世帯主区分、支所コード、地区コード、行政区コード、班コード、小学校区コード、中学校区コード、投票区コード、算定団体コード、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄区分、続柄名、実続柄名、生年月日、和暦生年月日、表示用生年月日、性別、記載順位、異動日、異動事由、異動届出日、異動届出区分、住定日、住定事由、住定届出日、住定届出区分、現住所連番、前住所連番、転入前住所連番、転入未届地連番、本籍地連番、転出予定日、転出予定届出日、転出予定届出区分、転出予定地連番、転出確定日、転出確定通知日、転出確定届出区分、転出確定地連番、住民となる日、住民となる事由、住民となる届出日、住民となる届出区分、住民でなくなる日、住民でなくなる事由、住民でなくなる届出日、住民でなくなる届出区分、死亡日不詳区分、氏名かな、氏名漢字、本名かな、本名漢字、世帯主氏名かな、世帯主氏名漢字、備考、改製連番、改製日、旧氏名かな、旧氏名漢字、広域宛名番号、処理日キー、処理時間キー、処理区分キー、全部一部キー、職員番号キー、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号、ごみ業者コード、し尿業者コード、広域交付発行停止コード、外字未登録フラグ、予備コード1、予備コード2、予備コード3、予備コード4、予備コード5、予備項目1、予備項目2、予備項目3、予備項目4、予備項目5、アルファベット氏名かな、アルファベット氏名漢字、外国人氏名かな、外国人氏名漢字、通称名かな、通称名漢字、併記名かな、併記名漢字、外国人の住民となる日、在留番号種別、在留カード番号、在留資格コード、在留期間終了年月日、在留期間年、在留期間月、在留期間日、国籍等コード、カード有効満了日、第30条45に規定する区分、居住地の届出の有無、生年月日不詳区分、旅券番号、旅券発行年月日、上陸許可年月日、住民票上世帯主名、旧氏かな、旧氏漢字

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出／申請窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、アクセス制御を行う事によりアクセスできる情報の制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取り扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、委託先の視察・監査を行うことができる		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する。		
その他の措置の内容	サーバ室への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	初任時、及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅲ リスク対策 ※（７．②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村ＣＳにおいて既存住基システムを通じて入手するとされている情報以外入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別以外の2情報以上の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・その他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村ＣＳへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また既存住基システムと市町村ＣＳ間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村ＣＳのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また市町村ＣＳが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう適切な対策を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎に生体認証による操作者認証を行っている。	
その他の措置の内容	・システムの操作履歴を記録する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製が行えない仕組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取り扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱い記録の保存		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する。	
その他の措置の内容	サーバ室への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・都道府県サーバと市町村ＣＳ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報移転ができないようシステム上担保される。 ・照会元から指定された検索条件に基づいた結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村ＣＳへの登録時点で項目チェックがなされた情報を通知することをシステム上で担保する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入手）	[○] 接続しない（提供）
リスク１： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク２： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施（研修会に参加）するとともに、その記録を残している。平成23年度に外部監査を実施している。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※（７、②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村ＣＳにおいて既存住基システムを通じて入手するとされている情報以外入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別以外の2情報以上の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・その他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村ＣＳへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また既存住基システムと市町村ＣＳ間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村ＣＳのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また市町村ＣＳが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できな
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎に生体認証による操作者認証を行っている。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴を記録する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製が行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・ 目的外利用の禁止 ・ 特定個人情報の提供先の限定 ・ 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・ 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・ 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・ 個人情報の取り扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・ 必要に応じて、委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・ 情報保護管理体制の確認 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱い記録の保存		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する。	
その他の措置の内容	サーバ室への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・ 個人番号カード管理システムと市町村ＣＳ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報移転ができないようシステム上担保される。 ・ 既存住基システムから入手した情報に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することをシステム上で担保する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク 2： 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[十分にやっている] <選択肢>
1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている
3) 十分にやっていない

②過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし] <選択肢>
1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報[※]が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置

本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施（研修会に参加）するとともに、その記録を残している。平成23年度に外部監査を実施している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	焼津市市民環境部市民課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1116
②請求方法	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、相応の処理期間を要する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年5月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市市民部市民課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1116	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 鈴木 明	市民課長 塩原 毅志	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和1年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出または職権に基づく住民票の記載、消除、記載内容の修正を行う。 ・住民票の写し等、各種証明書の発行を行う。 ・住基ネットへの本人確認情報の通知を行う。 ・法務省へ外国人の住居地変更情報を通知する。 ・中間サーバ機能:符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、情報提供記録管理機能、情報提供データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能	・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出または職権に基づく住民票の記載、消除、記載内容の修正を行う。 ・住民票の写し等、各種証明書の発行を行う(コンビニ交付による証明書発行を含む)。 ・住基ネットへの本人確認情報の通知を行う。 ・法務省(出入国在留管理庁)へ外国人の住居地変更情報を通知する。 ・中間サーバ機能:符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、情報提供記録管理機能、情報提供データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能	事後	

令和1年11月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和1年11月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
令和1年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民課長 塩原 毅志	市民課長	事後	
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月1日	事後	

令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法	・法務省へ外国人の住居地変更情報を通知する。	・法務省(出入国在留管理庁)へ外国人の住居地変更情報を通知する。	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先名	アール・オー・エス株式会社	株式会社エイジェック	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納組登録者となる住民	納税貯蓄組合登録者となる住民	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	滞納管理の対象となる住民(及び世帯委員)	滞納管理の対象となる住民(及び世帯員)	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21 ②移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)	対象者の住基情報(氏名、生年月日、性別)	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先22 ②移転する情報	対象者、世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)	対象者の住基情報(氏名、生年月日、性別)	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先23 ②移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別)	対象者の住基情報(氏名、生年月日、性別)	事後	

令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先25 ②移転する情報	世帯員の住基情報(氏名、生年月日、性別、世帯主・続柄・筆頭者、喪失日、喪失事由、現存区分等)	対象者の住基情報(氏名、生年月日、性別、世帯主・続柄・筆頭者、喪失日、喪失事由、現存区分等)	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先25 ④移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がなし住民	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がない住民	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先26 ②移転する情報	世帯員の住基情報(世帯主・続柄、喪失日、喪失事由・現存区分等)	対象者の住基情報(世帯主・続柄、喪失日、喪失事由・現存区分等)	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先26 ④移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がなし住民	賦課期日時点で住民資格がある住民、賦課期日時点で住民資格がない住民	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先27 ②移転する情報	氏名、住所、喪失情報	対象者の氏名、住所、喪失情報	事後	
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先27 ④移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税の台帳があって、基準日時点で喪失している対象者	軽自動車税の台帳があって、基準日時点で喪失している者	事後	
令和1年11月29日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 ○住民基本台帳情報	～,宛名(番号制度)	～,個人番号(番号制度),旧氏かな,旧氏漢字	事後	

令和1年11月29日	Ⅳ開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年11月29日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成27年3月5日	令和1年11月29日	事後	
令和3年8月11日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙2のとおり)	番号法第19条第8号別表第二(別紙2のとおり)	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二で規定された事務(別紙2のとおり)	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙2のとおり)	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署①部署	市民部市民課	市民環境部市民課	事後	

令和3年8月11日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	焼津市市民部市民課 425－8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054－626－1116	焼津市市民環境部市民課 425－8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054－626－1116	事後	
令和3年8月11日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425－0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054－623－4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425－0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054－623－4791	事後	
令和3年8月11日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年11月29日	令和3年8月11日	事後	
令和3年8月11日	評価書名	住民票関係事務 重点項目評価書	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	住民票関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	住民票関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ①事務の名称	住民票関係事務	住民基本台帳に関する事務	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の内容 「なお」書き	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する「個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法改正に伴うもの

令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。）・中間サーバ	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出または職権に基づく住民票の記載、削除、記載内容の修正を行う。 ・住民票の写し等、各種証明書の発行を行う(コンビニ交付による証明書発行を含む)。 ・住基ネットへの本人確認情報の通知を行う。 ・法務省(出入国在留管理庁)へ外国人の住居地変更情報を通知する。 ・中間サーバ機能: 符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、情報提供記録管理機能、情報提供データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能	(1)住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 住民からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 (2)職権による住民基本台帳の修正 職権により、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。 (3)個人番号カードによる転入届(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (4)住民票の写し等の発行 住民からの交付請求に応じて、証明書を発行する。 (5)住民票コードに対する個人番号の付番と登録 出生届、海外からの転入届等において、個人番号未記載者に対して、個人番号の付番と登録を行う。 (6)庁内の他の業務・システム等とのデータの連携 住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システム等との住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	上記の続き		(7)符号取得時における機構への個人番号の通知 符号取得時に機構から通知される処理通番と紐付く個人番号を機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。 (8)中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を共通基盤システムを通じて中間サーバーへ登録する。 (9)住民基本台帳情報の照会・検索 最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一面面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 (10)法務省とのデータの連携 法務省連携システムにより、出入国在留管理局通知及び市町村通知での外国人住民情報のデータ連携を行う。 (11)統計資料等の作成 都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。 また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム、	庁内連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム、税務システム、その他(法務所連携システム)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		(1)本人確認情報の更新 住民記録システム(既存住基システム)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 (2)本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (4)本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	評価書の見直し(統合)のため
-----------	--	--	---	----	----------------

令和3年8月11日	上記の続き		(6)本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事 保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 (7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システム(既存 住基システム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (8)個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム2 ②他のシステムとの接続		既存住民基本台帳システム	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		団体内統合宛名システム	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能		(1)中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能 (2)宛名情報等管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能 (3)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 (4)既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム3 ②他のシステムとの接続		既存住民基本台帳システム、その他(中間サーバー)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム4 ①システムの名称		中間サーバー	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		(1)符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2)情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3)情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	上記の続き		(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 (7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8)セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 (9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム システム4 ②他のシステムとの接続		情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	(1)住民基本台帳ファイル	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	住民票関係事務として、住民に関する正確な記録を行い、住基ネットへの本人確認情報の通知を行う必要がある為。	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となり、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図り、住民に関する記録を正確かつ統一に行い、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	その他識別情報(内部番号)、4情報(死刑、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報、	個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(死刑、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、学校・教育関係情報	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)に定められている項目を充足させるために保有する。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 住基法により住民票の記載すべき事項とされているため。 ・その他識別情報(内部番号) 情報の庁内連携に使用するため。	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	本人又は本人の代理人、行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人	本人又は本人の代理人、地方公共団体・地方独立行政法人	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 使用の主体	3) 50人以上100人未満	2) 10人以上50人未満	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(56件)	提供を行っている(58件)	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	地方公共団体情報システム機構(以下機構)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙2のとおり)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	総務省令	番号法第19条第8号別表第二(別紙2のとおり)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途		番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙2のとおり)	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	2. ④と同様	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	その他(住民基本台帳ネットワーク)	情報提供ネットワークシステム	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて、照会があった際に随時情報提供	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2		削除	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	(1)本人確認情報ファイル	(2)本人確認情報ファイル	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	(2)送付先情報ファイル	(3)送付先情報ファイル	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(通知番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴うもの

令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	○宛名情報 個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由 ○住民基本台帳情報 宛名番号、住民票コード、世帯番号、準世帯区分、最大住所連番、現存区分、人格区分、世帯主区分、支所コード、地区コード、行政区コード、班コード、小学校区コード、中学校区コード、投票区コード、算定団体コード、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄区分、続柄名、実続柄名、生年月日、和暦生年月日、表示用生年月日、性別、記載順位、異動日、異動事由、異動届出日、異動届出区分、住定日、住定事由、住定届出日、住定届出区分、現住所連番、前住所連番、転入前住所連番、転入未届地連番、本籍地連番、転出予定日、転出予定届出日、転出予定届出区分、転出予定地連番、転出確定日、転出確定通知日、転出確定届出区分、転出確定地連番、住民となる日、住民となる事由、住民となる届出日、住民となる届出区分、住民でなくなる日、住民でなくなる事由、住民でなくなる届出日、住民でなくなる届出区分、死亡日不詳区分、氏名かな、氏名漢字、本名かな、本名漢字、世帯主氏名かな、世帯主氏名漢字、備考、改製連番、改製日、旧氏名かな、旧氏名漢字、広域宛名番号、処理日キー、処理時間キー、処理区分キー、全部一部キー、職員番号キー、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号、ごみ業者コード、し尿業者コード、広域交付発行停止コード、外字未登録フラグ、予備コード1、予備コード2、予備コード3、予備コード4、予備コード5、予備項目1、予備項目2、予備項目3、予備項目4、予備項目5、アルファベット氏名かな、アルファベット氏名漢字、外国人氏名かな、外国人氏名漢字、通称名かな、通称名漢字、併記名かな、併記名漢字、外国人の住民となる日、在留番号種別、在留カード番号、	(1)住民基本台帳情報 個人番号、宛名番号、団体内統合宛名番号、住所、電話番号、住民票コード、世帯番号、準世帯区分、最大住所連番、現存区分、人格区分、世帯主区分、支所コード、地区コード、行政区コード、班コード、小学校区コード、中学校区コード、投票区コード、算定団体コード、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄区分、続柄名、実続柄名、生年月日、和暦生年月日、表示用生年月日、性別、記載順位、異動日、異動事由、異動届出日、異動届出区分、住定日、住定事由、住定届出日、住定届出区分、現住所連番、前住所連番、転入前住所連番、転入未届地連番、本籍地連番、転出予定日、転出予定届出日、転出予定届出区分、転出予定地連番、転出確定日、転出確定通知日、転出確定届出区分、転出確定地連番、住民となる日、住民となる事由、住民となる届出日、住民となる届出区分、住民でなくなる日、住民でなくなる事由、住民でなくなる届出日、住民でなくなる届出区分、死亡日不詳区分、氏名かな、氏名漢字、本名かな、本名漢字、世帯主氏名かな、世帯主氏名漢字、備考、改製連番、改製日、旧氏名かな、旧氏名漢字、広域宛名番号、処理日キー、処理時間キー、処理区分キー、全部一部キー、職員番号キー、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号、ごみ業者コード、し尿業者コード、広域交付発行停止コード、外字未登録フラグ、予備コード1、予備コード2、予備コード3、予備コード4、予備コード5、予備項目1、予備項目2、予備項目3、予備項目4、予備項目5、アルファベット氏名かな、アルファベット氏名漢字、外国人氏名かな、外国人氏名漢字、通称名かな、通称名漢字、併記名かな、併記名漢字、外国人の住民となる日、在留番号種別、在留カード番号、	事後	評価書の見直し(統合)のため

令和3年8月11日	上記の続き	通称名かな、通称名漢字、併記名かな、併記名漢字、外国人の住民となる日、在留番号種別、在留カード番号、在留資格コード、在留期間終了年月日、在留期間年、在留期間月、在留期間日、国籍等コード、カード有効満了日、第30条45に規定する区分居住地の届出の有無、生年月日不詳区分、旅券番号、旅券発行年月日、上陸許可年月日、住民票上世帯主名、個人番号(番号制度)、旧氏かな、旧氏漢字 ○中間サーバ 情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号 (1)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番	在留資格コード、在留期間終了年月日、在留期間年、在留期間月、在留期間日、国籍等コード、カード有効満了日、第30条45に規定する区分、居住地の届出の有無、生年月日不詳区分、旅券番号、旅券発行年月日、上陸許可年月日、住民票上世帯主名、旧氏かな、旧氏漢字 (2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番 (3)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所漢字項目長、4. 送付先住所漢字、5. 送付先住所漢字外字数、		
-----------	-------	--	--	--	--

令和3年8月11日	上記の続き	(2)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所 位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62.旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏		
令和3年8月11日	Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・情報保護管理体制の確認 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱い記録の保存	事後	評価書の見直し(統合)のため
令和3年8月11日	別紙2(番号法第19条第8項別表第二に定める事務)	第21項、第119項	削除	事後	法改正に伴うもの
令和3年8月11日	別紙2(番号法第19条第8項別表第二に定める事務)	第97項、第107項、第117項、第120項	追加	事後	法改正に伴うもの

令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法改正に伴うもの
令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法改正に伴うもの
令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴うもの
令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴うもの
令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴う者を除く。) ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法改正に伴うもの
令和3年9月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴う者を除く。) ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴うもの

令和5年5月11日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年8月11日	令和5年5月11日	事後	
令和5年5月11日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	・焼津市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	
令和5年5月11日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する。	番号法及び住基法並びに個人情報保護法に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的マニュアルを整備し、提供を実施する。	事後	